

稲毛区民まつり出店募集要項

(令和6年度)

稲毛区民まつり実行委員会事務局（千葉市稲毛区役所地域づくり支援課内）

令和6年7月

この要項は、稲毛区民まつりにおいて出店者を募集する上で必要な事項を定めたものです。応募にあたっては、本募集要項を精読のうえ、出店参加申込書を提出してください。

1 イベント概要について

イベント名	第32回稲毛区民まつり
日時	令和6年10月20日（日）10:00～15:00
会場	穴川中央公園ほか

2 出店区分及び応募資格について

(1) 模擬店（地域団体等）

模擬店とは、物品、食品、授産製品等を提供し利益を得る店舗のことをいい、各種イベント等での販売を継続的に生業の一部としない者が行う場合をいいます。

参加資格

稲毛区内を中心として活動する町内自治会等の地域団体及び福祉団体等であること。ただし、応募多数の場合は地区町内自治会連絡協議会会長から推薦を得ているものを優先する。

(2) 物販（地元商店等）

参加資格

以下のいずれかに該当する者

- ・稲毛区内に店舗（本店、支店、事業所等）を構え営業している者
- ・市内商業者を3者以上含む商工業協同組合等の団体
- ・過去の稲毛区民まつり又は千葉市内で実施される同規模のイベントで複数回の出店実績がある者

※露店商及び過去に出店に関して問題を起こした団体等は出店できません。

※応募多数の場合は、稲毛区民まつり実行委員会が選定し決定します。

(3) PRブース（3区分）

PRブースは、公共団体、学校、企業等の活動を広く知らしめる目的の出店です。原則として、販売行為及び試食・試飲を含む飲食物の提供はできません。（ペットボトル飲料等の既製品のみ販売等は可とする場合がありますので、事前に

ご相談ください)

なお、商品の購入申込、サービスへの加入申込等、直接的な営業行為はできません。

ア PRブース (国・県・市等)

参加資格

以下のいずれかに該当する者

- ①国の機関及びその外郭団体
- ②千葉県及びその外郭団体
- ③千葉県内の市町村及びそれらの外郭団体
- ④独立行政法人及び固有の根拠法に基づく特殊法人・認可法人

イ PRブース (大学・高校等)

参加資格

稲毛区内の大学、高校等

ウ PRブース (団体・企業等)

参加資格

千葉市内に拠点 (本店、支店、事業所等) を置く企業、団体

3 出店品目について

法令を遵守し、公序良俗に反することなく、地域を盛り上げるイベントとしてふさわしい内容としてください。特に、飲食物の提供を行う場合は、安全・衛生に細心の注意を払ってください。

イベントでの提供にふさわしくない品目であると判断した場合は出店できませんので、あらかじめご了承ください。

飲食の販売においては、感染症拡大防止の観点から一定の基準を設けます。

(1) 調理販売 (会場内で調理又は飲食するもの)

物販の場合は食品営業許可 (キッチンカーや屋台を利用して食品の営業を行う許可で、営業区域が「千葉県内一円」で有効期限内のもの) を有している事業者限り販売が可能です。

模擬店の場合は食品営業許可は不要ですが、調理販売方法は物販の基準によるものとします。

(2) 包装品を未開封で販売する場合（持ち帰り販売を前提とするもの）

冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗変敗その他の品質の劣化による食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合に限り販売が可能です。（カップ麺や、パッケージされたスナック菓子等を想定しています）

(3) 飲料品

かん・びん・ペットボトル等の容器に密閉された飲料の販売に限ります。容器に注いで提供する形態の販売は、調理販売の基準によるものとします。

4 出店場所について

出店場所は穴川中央公園等となります。模擬店、物販、PRブース（3区分）の5つの出店区分毎に稲毛区民まつり実行委員会が出店エリアを決定します。

なお、各出店者のテントの位置につきましては、以下のとおり決定します。

(1) 模擬店・物販 出店者説明会（9月中旬開催予定）の際に抽選を行い決定します。

(2) PRブース 稲毛区民まつり実行委員会が指定します。

5 出店に伴い必要な備品等について

出店にあたり、テントは稲毛区民まつり実行委員会指定のものを使用させていただきます。また、備品の一部（テーブル・椅子・発電機・消火器）については、ご希望により実行委員会から有料でレンタル可能です。金額等は別表のとおりです。

レンタル品に無いコンロ等の火気、調理器具、ポリタンクや消毒液等の衛生用品等については、すべて出店者が各自の責任において準備してください。

6 出店に際して必要となる費用等

出店にあたっては、稲毛区民まつり実行委員会が別表に定める「出店に必要な費用」を事前に納めていただきます。お支払いは指定口座への振込となります。

また、中止等の場合の取扱いは以下のとおりとなりますので、予めご承知おきください。

(1) 中止等の場合の出店料等の取扱いについて

感染症の状況・荒天等のやむを得ない事情により、稲毛区民まつりが全

部中止または一部縮小による開催（以下、中止等）となった場合の出店料等の取り扱いは、以下のとおりとします。

- ① 開催日の5日前（10月15日）の12：00までに中止等が決定した場合
→全額返金。
- ② 開催日の5日前（10月15日）の12：00以降に中止等が決定した場合
→出店料・ごみ処理手数料のみ返金。※協賛金、テント、テーブル・椅子・発電機・消火器等のレンタル物品代については、一切返金いたしません。

また、①②のいずれの場合も中止等により発生した損害等につきましては一切補償をいたしかねます。予めご了承のうえお申込みください。

（2）出店のキャンセルについて

出店者側の都合により参加を取りやめる場合は、いかなる場合も出店料の返金はしません。

7 出店申し込み方法

出店を希望される方は、この募集要項を精読したうえで、2ページの出店区分に応じた所定の出店参加申込書に必要事項を記入のうえ8月9日（金）必着でご提出ください。出店参加申込書・募集要項は、稲毛区役所地域づくり支援課前の配架コーナーで入手できるほか、ホームページからダウンロードできます。

なお、例年、多くの出店希望があるため、ご応募いただいても必ずしもご希望に添えるとは限りませんので、予めご了承ください。

※稲毛区民まつりホームページURL

<https://www.city.chiba.jp/inage/chiikizukuri/event/r6inagekuminmaturi.html>

8 出店決定

出店内容、過去の実績等を考慮し、稲毛区民まつり実行委員会にて選考を行い、後日、結果をご連絡いたします。

なお、提出書類は返却しませんので、ご承知おきください。

9 出店者説明会

模擬店・物販の出店者につきましては、出店決定後、別途ご案内する出店者説明会に出席していただきます。説明会当日にテント位置の抽選も行いますので、必ずご出席ください。

※PR ブースへの出店の場合は、説明会は行いません。本要項及び今後稲毛区民まつり実行委員会から送付される連絡文書等を熟読し、不明な点は事務局までお問い合わせください。

1 0 出店に関し必要な手続き

稲毛区民まつり実行委員会への出店申込書提出のほか、出店の内容に応じ以下の届出が必要です。各届出については、出店が決定した団体に対し後日改めてお知らせし、稲毛区民まつり実行委員会が取りまとめて提出します。

(1) 食品を提供する場合

いかなる食品・飲料であっても、千葉市保健所へ届出をしていただく必要があります。(包装品のみの販売等、不要な場合もあります。)

(2) 火気を使用する場合

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具(調理器具、ストーブ、発電機等)を用いる場合には、稲毛消防署への届出が必要となります。なお、出店者毎に必ず消火器を備えてください。

1 1 出店に関するその他の取り決め

(1) 出店全般に関すること

- ①申込内容から出店内容の変更はできません。また、申込者以外の第三者に出店権利を譲ることはできません。
- ②当日は、拡声器、マイクを用いた宣伝行為は禁止します。BGMの使用もできません。

(2) 会場の使用に関すること

- ①開催中は会場の美化に努め、ゴミ等が散乱しないようご注意ください。
- ②会場内は歩行者専用ですので、開催時間中の車両の進入は一切できません。
- ③開催時間の前後の決められた時間に限り、荷物の搬出入を行うためとして車両を乗り入れが可能です。荷物の搬出入は稲毛区民まつり実行委員会の指示を遵守してください。
- ④会場内には共用の水道がありますが、調理器具等の洗い物を公園内の水道で行わないでください。

⑤当日は駐車場の混雑が予想されます。会場に最も近い区役所前駐車場等は、来場者用に確保されているものですので、利用できません。出店者については近隣施設に専用の駐車場を確保し、ご連絡いたします。必ず指定された駐車場に駐車してください。

(3) 出店者の責任、義務に関すること

①購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。

②稲毛区民まつり実行委員会・警察・消防・保健所等により指導があった場合は、それに従ってください。指導に従わない場合、当日であっても出店を取りやめて頂きます。

③事故等が発生した場合、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。

④まつり終了後は、出店者が責任を持って周囲を清掃し、出店スペースの原状回復を行ってください。レンタル品についても、破損等がないよう取扱いには慎重を期してください。なお、著しい汚れ、損傷等が認められた場合には、それに関わる諸経費については、出店者に負担していただきます。

⑤出店の注意事項について遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

1.2 お申込み・お問合せ

〒263-8733 千葉県千葉市稲毛区穴川4-12-1
千葉市稲毛区役所地域づくり支援課内 稲毛区民まつり実行委員会事務局
電話 043-284-6105 FAX 043-284-6149
メール chiikishien1.INA@city.chiba.lg.jp

出店に係る費用について(令和6年度)

(稲毛区民まつり出店募集要項 別表)

	出店料	ごみ処理 手数料	協賛金(※)	テント代 半間	テント代 1間	テーブル	椅子	発電機	消火器
模擬店(地域団体 等)	2000円 (必須)	1,000円 (必須)	任意 (一口5,000円)	4,000円 (必須)	6,000円 (必須)	2個まで無料 それ以上について 1個あたり800円	4脚まで無料 それ以上について 1脚あたり200円	1台あたり 5,400円	火気・発電機を 使用する場合は、出店者ごと に1台必須。 1台あたり 3,500円
物販(地元商店 等)	3000円 (必須)	1,000円 (必須)	10,000円 (必須)	/	6,000円 (必須)	1個から有料 1個あたり800円	1脚から有料 1脚あたり200円	1台あたり 5,400円	
PRブース(国・県・ 市等)	無料	無料	/	無料	無料	2個まで無料 それ以上について 1個あたり800円	4脚まで無料 それ以上について 1脚あたり200円	1台あたり 5,400円	
PRブース(高校・ 大学等)	無料	無料	/	無料	無料	2個まで無料 それ以上について 1個あたり800円	4脚まで無料 それ以上について 1脚あたり200円	1台あたり 5,400円	
PRブース(団体・ 企業等)	2000円 (必須)	1,000円 (必須)	任意 (一口5,000円)	4,000円 (必須)	6,000円 (必須)	1個から有料 1個あたり800円	1脚から有料 1脚あたり200円	1台あたり 5,400円	

※協賛いただきました団体様につきましては、来場者向けチラシへの掲載、当日本部前への団体名掲示、場内アナウンスによる団体名の放送を行わせていただきます。

※キッチンカー等テントが不要の形式で出店の場合でも、出店料、ごみ処理手数料及び協賛金(必須の場合)が必要です。

※注意※ テント1間使用したい場合は金額を確認し、必ず事務局まで連絡下さい。但しスペースの関係上お断りする場合がございます。